

生命保険料控除

第一表 ⑧ 第二表 ⑧

控除の概要

生命保険や生命共済などについて、支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く）がある場合の控除

申告書の書き方

第一表 計算欄⑧の金額を ⑧欄 に転記します。

第二表 「⑧生命保険料控除」欄 に、計算欄A、Bの金額をそれぞれ転記します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「源泉徴収票のとおり」と記入します。

添付又は提示する書類

- 一般の保険料：1 契約9千円を超えるものについて、支払額などの証明書
- 個人年金保険料：支払額などの証明書
- ※ 1 一般の保険料と個人年金保険料の区分については、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。
- ※ 2 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示の必要はありません。

計算欄（一般の保険料と個人年金保険料との別に計算します。）

一般の保険料		個人年金保険料	
(合計)	円	(合計)	円
A		B	
A/Bの金額		控除額	
～25,000円	Aの金額	円	Bの金額
25,001円～50,000円	A×0.5 + 12,500円	円	B×0.5 + 12,500円
50,001円～	A×0.25 + 25,000円 (最高5万円)	円	B×0.25 + 25,000円 (最高5万円)
	C		D
▶ 生命保険料控除額			
生命保険料控除額 (C + D)		(最高10万円)	円
		E	

設例

支払った一般の保険料 A : 204,000円

① A 204,000円 × 0.25 + 25,000円 = 76,000円

② 76,000円 > 50,000円 → C 50,000円 (E)

生命保険料控除額の金額は、50,000円になります。

第一表	⑧ 生命保険料控除 ⑧	50000	第二表	⑧ 一般の保険料の計	204,000
				⑧ 個人年金保険料の計	

損害保険料控除

第一表 ⑨ 第二表 ⑨

控除の概要

火災保険や傷害保険などの損害保険契約等について、支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く）がある場合の控除

申告書の書き方

第一表 計算欄⑨の金額を ⑨欄 に転記します。

第二表 「⑨損害保険料控除」欄 に、計算欄A、Bの金額をそれぞれ転記します。
 ※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、同欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。

添付又は提示する書類

支払額などの証明書
 ※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示の必要はありません。

設例

支払った短期保険料 B : 25,000円

① B 25,000円 × 0.5 + 1,000円 = 13,500円

② 13,500円 > 3,000円 → D 3,000円 (E)

損害保険料控除額の金額は、3,000円になります。

計算欄（長期保険料と短期保険料との別に計算します。）

長期保険料		短期保険料	
(合計)	円	(合計)	円
A		B	
Aの金額		控除額	
～10,000円	Aの金額	円	
10,001円～	A×0.5 + 5,000円 (最高15,000円)	円	C
Bの金額		控除額	
～2,000円	Bの金額	円	
2,001円～	B×0.5 + 1,000円 (最高3,000円)	円	D
▶ 損害保険料控除額			
損害保険料控除額 (C + D)		(最高15,000円)	円
		E	

第一表	⑨ 損害保険料控除 ⑨	3000
-----	-------------	------

第二表	⑨ 長期保険料の計	
	⑨ 短期保険料の計	25,000

控除の概要

あなたが寡婦か寡夫である場合の控除

申告書の書き方

控除額を ⑩欄 に記入します。

第一表

寡婦、寡夫控除 ⑩

第二表

「⑩～⑪本人該当事項」欄 の、該当する箇所をチェック(✓)します。

本人該当事項
 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除
 死別 生死不明 学校名
 離婚 未 葬 遷

控除される金額

区分(要件等)	控除額
寡婦 ① 夫と死別・離婚した後再婚していない方又は夫が生死不明などで、扶養親族や平成18年分の総所得金額等(→p.21)が38万円以下の牛計を一にする子(※)のある方	27万円
② ①に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、平成18年分の合計所得金額(→p.22)が500万円以下の方	35万円
③ 夫と死別した後再婚していない方又は夫が生死不明などで、平成18年分の合計所得金額(→p.22)が500万円以下の方	27万円
寡夫 妻と死別・離婚した後再婚していない方又は妻が生死不明などで、平成18年分の合計所得金額(→p.22)が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生活を一にする子(※)のある方	27万円

※ 牛計を一にする子のうち、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている人は除きます。

勤労学生控除

控除の概要

あなたが勤労学生である場合の控除

※ 平成18年分の合計所得金額(→p.22)が65万円より多い方や自分の勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。

添付又は提示する書類

各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される必要な証明書

※ 既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示の必要はありません。

控除される金額

27万円

申告書の書き方

控除額を ⑪欄 に記入します。

第一表

勤労学生、障害者控除 ⑪

※ 障害者控除の金額もある方は、合計額を記入します。

第二表

「⑩～⑪本人該当事項」欄 の、「 勤労学生控除」をチェック(✓)し、学校名を記入します。

本人該当事項
 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除
 死別 生死不明 学校名
 離婚 未 葬 遷 (○○○○)

障害者控除

控除の概要

あなたや、配偶者その他の親族(配偶者控除や扶養控除を受ける方に限る)が、平成18年12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において障害者等や特別障害者等である場合の控除

◆ 障害者

以下のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方をいいます。

- 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など

◆ 特別障害者

特別障害者とは、以下のいずれかに該当する障害者のうち、特に重度の障害のある方をいいます。

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など

控除される金額

障害者1人について27万円(特別障害者については40万円)

申告書の書き方

控除額を ⑪欄 に記入します。

第一表

勤労学生、障害者控除 ⑪

※ 勤労学生控除の金額もある方は、合計額を記入します。

第二表

「⑪障害者控除」欄 に障害者の氏名を記入します。特別障害者である場合にはその方の氏名を○で囲みます。

⑪ 障害者控除
 氏 名 国税 二郎

控除の概要

すべての方に適用される控除

控除される金額

38万円(この控除は必ず記入してください。)

⑥から⑮までの計

⑥欄から⑮欄を合計し、⑯欄に記入します。

雑損控除

控除の概要

次のいずれかに該当する場合の控除

- あなたや、平成18年分の総所得金額等(→p.21)が38万円以下の配偶者その他の親族で、生計を一にする(→p.21)人が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合
- あなたが災害等に関連してやむを得ない支出(災害関連支出(※1))をした場合

生活に通常必要でない資産(書画、骨とう、貴金属、別荘など)の損失は、雑損控除の対象となりませんが、平成18年分や平成19年分の総合課税の譲渡所得から差し引くことができます。

平成18年分の所得金額の合計額(※2)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財の価額の1/2以上に損害を受けた場合は、雑損控除と災害減免法による税金の減免(→p.25)との、いずれか有利な方(※3)を選ぶことができます。

- ※1 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し、または除去などのための支出をいいます。
- ※2 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。
- ※3 雑損控除と災害減免法による税金の減免とのいずれの適用を受けることが有利であるかについては、あなたの所得金額や損害金額等により異なります。

申告書の書き方

第一表 計算欄⑰の金額を⑱欄に転記します。

第二表 「⑱雑損控除」欄に該当事項を記入します。

添付又は提示する書類

災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書

計算欄

損害金額 (災害関連支出の金額を含む)	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額		円	B
差引損失額(A - B)	(赤字のときは0円)	円	C
第一表⑤欄 + 退職所得金額(※)		円	D
④ × 0.1	(赤字のときは0円)	円	E
④ - ⑤	(赤字のときは0円)	円	F
④のうち 災害関連支出の金額		円	G
⑥ - 50,000円	(赤字のときは0円)	円	H
特別控除額 (⑥と⑦のいずれか 多い方の金額)		円	I

※ ④の金額の計算で、ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

設例

損害金額 A : 5,800,000円
 保険金などで補てんされる金額 B : 4,800,000円
 総所得金額(第一表⑤欄と退職所得の計) ④ : 4,247,628円
 災害関連支出の金額 ⑥ : 280,000円

- ① A 5,800,000円 - B 4,800,000円 = ④ 1,000,000円
- ② ④ 4,247,628円 × 0.1 = ⑤ 424,762円
- ③ ④ 1,000,000円 - ⑤ 424,762円 = ⑥ 575,238円
- ④ 280,000円 - 50,000円 = ⑦ 230,000円
 ⑥と⑦のいずれが多い方の金額 → 575,238円
 雑損控除額は、575,238円になります。

第一表  雑 損 控 除 ⑰

第二表

⑱ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
	火災	18.9.2	住宅・家財
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	5,800,000円	4,800,000円	280,000円

医療費控除

第一表 ⑱ 第二表 ⑳

控除の概要

あなたや、生計を一にする配偶者その他の親族のために平成18年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除

申告書の書き方

第一表 計算欄⑱の金額を ⑲欄 に転記します。

第二表 「⑳医療費控除」欄 に該当事項を記入します。

添付又は提示する書類

- 医師などの領収書等
- 医療費の支払先が多い場合や支払った医療費が高額な場合は医療費の明細書(→p.5)
- ※ 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は「領収書等」にはあたりません。

設 例

支払った医療費 ⑱: 290,000円
 保険金などで補てんされる金額 ⑲: 145,000円
 申告書第一表の⑳欄 ㉑: 4,247,628円

- ⑱ 290,000円 - ⑲ 145,000円 = ㉑ 145,000円
 - ㉑ 4,247,628円 × 0.05 = ㉒ 212,381円
 - ㉒ 212,381円 > 100,000円
 - ㉑ 145,000円 - ㉒ 100,000円 = ㉓ 45,000円
- 医療費控除額は、45,000円になります。

第一表

⑱ 医療費控除 ⑲ 45000

第二表

⑳ 医療費控除	支払医療費	290,000	⑲ 保険金などで補てんされる金額	145,000
---------	-------	---------	------------------	---------

計算欄

支払った医療費	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額		円	B
差引金額(A - B)	(赤字のときは0円)	円	C
第一表⑳欄 + 退職所得金額(※)		円	D
㉑ × 0.05	(赤字のときは0円)	円	E
㉑と10万円のいずれか少ない方の金額		円	F
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	円	G

※ ㉑の金額の計算で、ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

● 医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額、あるいは診療や治療などを受けるために直接必要なものにあたるものが対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの	控除の対象に含まれないもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価 ● あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価 ● 助産師による分娩の介助の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師等による診療等を受けるために直接必要な次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> ○ 通院費用 ○ 入院の対価として支払う部屋代や食事代 ○ 医師等の送迎費 ○ 医療用器具の購入や賃借のための費用 ○ 義手、義足、補聴器、義歯等の購入のための費用 ○ 身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師などの診断費用などに当たるもの ○ 6ヶ月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書のあるもの ○ 介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービスの対価 ● 左記以外の者で療養上の世話を受けるために特に依頼したのから受ける療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> ● 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 ● 健康診断の費用 ● 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 ● 治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や、補聴器等の購入費 ● 親族に支払う療養上の世話の費用 ● 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用
<ul style="list-style-type: none"> ● 保健師、看護師又は准看護師による療養上の世話 		
<ul style="list-style-type: none"> ● 治療又は診療に必要な医薬品の購入 		
<ul style="list-style-type: none"> ● 病院、診療所又は助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価 		

- ※ 1 人間ドックなどの健康診断の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受ける場合には、この費用は医療費控除の対象となります。
- ※ 2 おむつ代についての医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- ※ 3 医療費は、平成18年中に実際に支払ったものに限って控除の対象になります。未払いとなっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象になります。

● 保険金などで補てんされる金額

保険金などで補てんされる金額とは、次の①から④にあたるものをいいます。

- ① 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払いの事由を給付原因として支給を受ける給付金
 - ※ 健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費など
- ② 損害保険契約や生命保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払いを受ける傷害費用保険金や医療保険金、入院費給付金など
- ③ 医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金
- ④ 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払いを受ける給付金

控除の概要

次の支出をした場合の控除

- 国や地方公共団体に対する寄付金
- 社会福祉法人に対する寄付金
- 国税庁長官の認定を受けた認定NPO法人に対して、認定の有効期間内に支出した寄付金
- 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 特定の政治献金 など

※ 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものは、政党等寄付金特別控除(→p.24)と寄付金控除のいずれか有利な方を選ぶことができます。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかについては、あなたの所得金額や政治献金の額等により異なりますので「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」(→p.5)により確認してください。詳しくは、「政党等寄付金特別控除を受けられる方へ」(→p.5)を参照してください。

計算欄

寄付金	(合計)	円	A
Aのうち都道府県等への寄付金		円	B
第一表⑤欄+退職所得金額(※)		円	C
C×0.3	(赤字のときは0円)	円	D
AとDのいずれか少ない方の金額		円	E
寄付金控除額	(E-5,000円)	円	F

- ※1 ①には、都道府県・市区町村に対する寄付金の額と、あなたの平成19年1月1日現在における住所地の都道府県共同募金会や日本赤十字社の支部に対する寄付金の額の合計額を記入します。
- ※2 ②の金額の計算で、ほかに申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

申告書の書き方

第一表 計算欄②の金額を ⑱欄 に転記します。

第二表 「⑲寄付金控除」欄 に、寄付先の所在地・名称と、計算欄A、Bの金額をそれぞれ転記します。

添付又は提示する書類

- 寄付した団体等から交付された寄付金の受領証等
- 特定の公益法人や学校法人などに対する寄付や、一定の特定公益信託の信託財産とするための支出については、その法人や信託が適格であることなどの証明書、又は認定証の写し
- 政治献金については、選挙管理委員会等の確認印のある「寄付金(税額)控除のための書類」

設例

寄付金の合計額A: 75,000円
 Aのうち都道府県等への寄付金額B: 0円
 申告書第一表の⑤欄C: 4,247,628円

- ① C 4,247,628円 × 0.3 = D 1,274,288円
 - ② A 75,000円 < D 1,274,288円 → E 75,000円
 - ③ E 75,000円 - 5,000円 = F 70,000円
- 寄付金控除額は、70,000円になります。

第一表

⑱ 寄付金控除	70000
---------	-------

第二表

⑲ 寄付先の所在地・名称	寄付金	円
〇〇市△△町 社会福祉法人〇〇会	75,000	
上のうち都道府県共同募金会、日本赤十字社	0	

合計(所得から差し引かれる金額の合計)

⑱欄から⑲欄を合計し、⑳欄に記入します。

Step.3において使用している用語の解説です。

◆ 総所得金額等

次の①と②の合計額に退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の1/2の金額

ただし、以下の適用を受けている場合には、その適用後の金額をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

◆ 生計を一にする

日常生活の資を共にすることをいいます。会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している、又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、生活費、学資金、又は療養費などを常に送金している場合は「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

同様に、日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしている場合も「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

◆ 扶養親族

その年の12月31日(年中途中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、次のいずれにも該当する方です。

- 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)、都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)、市町村長から養護を委託された老人である
- 納税者と生計を一にしている
- その年の合計所得金額が38万円以下である
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない、又は白色申告者の事業専従者でない

◆ 合計所得金額

次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の1/2の金額

ただし、以下の適用を受けている場合は、**その適用前の金額**をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

また、申告書Bを使用して申告する方は、申告書第一表の所得金額「合計」(⑨欄)とその他「本年分で差し引く繰越損失額」(⑩欄)の合計額に退職所得、山林所得を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額)をいいます。

◆ 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、昭和12年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。

◆ 同居特別障害者

特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。

◆ 特定扶養親族

扶養親族のうち、昭和59年1月2日から平成3年1月1日までの間に生まれた方(年齢が16歳以上23歳未満の方)。

◆ 老人扶養親族

扶養親族のうち、昭和12年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)。

◆ 同居老親等

老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方。

◆ 控除対象配偶者

控除対象配偶者とは、次のいずれにも該当する方です。

- その年の12月31日(年の中で死亡した場合には、その死亡の日)の現況において、納税者と生計を一にしている
- その年の合計所得金額が38万円以下である
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない、又は白色申告者の事業専従者でない

※ 収入がパート収入(一般的には、給与所得となる)のみの配偶者の場合は、その収入金額から計算した給与所得の金額が、配偶者の合計所得金額になります。

※ 収入が公的年金等のみの配偶者の場合には、その収入金額から計算した雑所得の金額が、配偶者の合計所得金額になります。



e-Tax

国税電子申告・納税システム

オンラインでらくらく。

自宅のパソコンから申告・納税

イータックスを使えば、こんなことが大変便利



1. 自宅やオフィスからインターネットを利用して申告ができます。

所得税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。

2. ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。

金融機関の窓口と並ばずすべての税目の納税ができ、利用回数の多い手続には大変便利です(特に源泉所得税の毎月納付分など)。

3. 申請・届出等ができます。

青色申告の承認申請、納税地の異動届出、電子納税証明書の交付請求、法定調書の提出などができます。

e-Taxが利用しやすくなりました。

1. 事前に税務署へ提出していただく開始届出書は、e-Taxホームページの「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」からオンラインで提出できます。

※ e-Taxホームページアドレスは、<http://www.e-Tax.nta.go.jp>です。

2. e-Taxの申告書データを作成する際には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。

また、「確定申告書等作成コーナー」から直接e-Taxに送信できるようになりました(「公的個人認証」を利用の場合)。

※ 国税庁ホームページアドレスは、<http://www.nta.go.jp>です。

3. 確定申告期間中は、24時間受け付けています。

イータックスだからカンタン



step.4 ▶ 税金の計算をする

課税される所得金額・課税される所得金額に対する税額

第一表 ㉑㉒

申告書の書き方

第一表 計算欄㉑の金額を ㉒欄 に、計算欄㉒の金額を ㉑欄 に転記します。

設 例

所得金額の合計(A)：4,247,628円

所得から差し引かれる金額の合計(B)：1,050,000円

① A 4,247,628円 - B 1,050,000円 = 3,197,628円
→ C 3,197,000円(千円未満の端数切捨て)

② C 3,197,000円 × 0.1 = D 319,700円

課税される所得金額は、3,197,000円、

課税される所得金額に対する税額は、319,700円です。

第一表	課税される所得金額 (㉑ - ㉒)	㉑	3	1	9	7	0	0	0
	上の㉑に対する税額	㉒							

計算欄① (課税される所得金額の計算)

所得金額の合計	(第一表㉑欄の金額)	円	A
所得から差し引かれる 金額の合計	(第一表㉒欄の金額)	円	B
差引金額 (A - B)	(千円未満の端数切捨て)	,000 円	C

※ 計算欄Cが1,000円未満の場合(赤字の場合も含む)は、記入の必要はありません。

計算欄② (課税される所得金額に対する税額の計算)

㉑の金額	課税される所得金額に対する税額	
0円	㉑の金額	0 円
1,000円～3,299,000円	㉑ × 0.1	円
3,300,000円～8,999,000円	㉑ × 0.2 - 330,000円	円
9,000,000円～17,999,000円	㉑ × 0.3 - 1,230,000円	円
18,000,000円～	㉑ × 0.37 - 2,490,000円	円

配当控除

第一表 ㉓

控除の概要

第一表㉑欄の金額のうちに次の配当等に係る配当所得がある場合の控除

- 特定目的会社及び投資法人を除く内国法人から支払いを受ける配当(建設利息や基金利息、確定申告をしないことを選択した配当等を除く)
- 特定株式投資信託及び特定証券投資信託の収益の分配

なお、特定証券投資信託の収益の分配がある方は、右の計算欄を使用せず、「特定証券投資信託に係る配当控除額の計算書」(→ p.5)を使用して計算します。

◆ 特定証券投資信託

公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除く)のうち、特定外貨建等証券投資信託以外のものをいいます。

申告書の書き方

第一表 計算欄㉑の金額を ㉓欄 に転記します。

計算欄

配当所得の金額 (配当控除の対象となるもの)	(第一表㉑欄の金額)	円	A
課税される 所得金額	(第一表㉒欄の金額)	,000 円	B
B - 1,000万円	(赤字のときは0円)	円	C
A - C	(赤字のときは0円)	円	D
D × 0.1		円	E
(A - D) × 0.05		円	F
E + F		円	G

設 例

内国法人から受ける配当

配当所得の金額(配当控除の対象となるもの) A：120,000円

課税される所得金額 B：3,197,000円

① B 3,197,000円 - 1,000万円 = △6,803,000円 → C 0円

② A 120,000円 - C 0円 = D 120,000円

③ D 120,000円 × 0.1 = E 12,000円

④ (A 120,000円 - D 120,000円) × 0.05 = F 0円

⑤ E 12,000円 + F 0円 = G 12,000円

配当控除額は、12,000円です。

第一表	税配当控除	㉓							
-----	-------	---	--	--	--	--	--	--	--